

一宮町中央公民館建設検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 一宮町中央公民館に関し、広く町民等の意見を聞き、施設の建設を推進するため一宮町中央公民館建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じて、一宮町中央公民館の建設に関する必要な事項を検討し、検討結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者で構成し、一宮町教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

別表

一宮町中央公民館建設検討委員会名簿

氏名	備考
	一宮町議会 副議長
	一宮町議会 総務経済常任委員長
	一宮町議会 厚生文教常任委員長
	教育委員会 教育長職務代理者
	教育委員会 教育委員
	一宮町社会教育委員会
	一宮町文化協会
	一宮町立小中学校校長会
	一宮町PTA連絡協議会
	一宮町区長会
	一宮町子ども会育成会
	一宮町女性会
	一宮町つくも会
	一宮町社会福祉協議会
	一宮町ボランティア連絡協議会
	男性公募委員（18歳～39歳）
	男性公募委員（40歳～59歳）
	男性公募委員（60歳以上～）
	女性公募委員（18歳～39歳）
	女性公募委員（40歳～59歳）
	女性公募委員（60歳以上～）

※順不同